

## 沖縄県国家戦略特別区域会議（第2回）（議事要旨）

---

### （開催要領）

日時 平成27年6月10日（水）17:30～18:03

場所 中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

出席者

石破 茂 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）  
翁長 雄志 沖縄県知事  
福治 嗣夫 旭橋都市再開発株式会社代表取締役社長  
上原 善明 那覇市国際通り商店街振興組合連合会理事長

平 将明 内閣府副大臣  
八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議有識者議員  
八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ委員

内田 要 内閣府地方創生推進室長  
富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理  
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 (1) 認定申請を行う区域計画（案）について  
(2) その他（追加規制改革事項等）
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 沖縄県国家戦略特別区域計画（案）  
資料2 追加規制改革事項等  
資料3 沖縄県提出資料  
資料4 旭橋都市再開発株式会社提出資料  
資料5 那覇市国際通り商店街振興組合連合会提出資料

### （参考資料）

- 参考資料1 沖縄県国家戦略特別区域会議 出席者名簿  
参考資料2 沖縄県国家戦略特別区域計画（素案）（平成26年10月26日第1回区域会議）  
参考資料3 国家戦略特区 各区域の状況

(要旨)

○藤原次長 定刻でございますので、ただいまより第2回「沖縄県国家戦略特別区域会議」を開催いたします。

出席者につきましては、時間の制約もございますので、参考資料1をもって御紹介にかえさせていただきます。

議事に入らせていただきます。

初めに、石破国家戦略特区担当大臣より御発言をお願いいたします。

○石破大臣 2回目の沖縄の区域会議でございます。開催に当たりましてお力をいただきました皆様に、御礼を申し上げます。

沖縄の特区でございますが、観光ビジネスの振興等の観点で、新しいビジネスモデルをつくりたいと思っております。

私どもとしてはスピード感が何より大事だと思っております、スピード感を持って目に見える成果を出していきたいと思っておりますが、観光ビジネスの振興に資するエリアマネジメントについて、具体的な御提案が内容として固まったと考えております。

できれば、これらの事業を記載いたしました区域計画案を決定し、認定申請を急ぎたいと思っておりますので、限られた時間ではございますが、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○藤原次長 石破大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○藤原次長 まず、議題(1)の認定申請を行う「区域計画(案)」につきまして御審議をお願いしたいと思います。

資料1、沖縄県「区域計画(案)」、参考まででございますが、資料2の「追加規制改革事項等」につきまして、事務局より御説明を申し上げます。

資料1、これは参考資料2にもございますけれども、昨年10月26日の第1回沖縄県区域会議におきまして、区域計画素案の中にまちづくり分野の規制改革事項を活用する具体的事業を、3件、書かせていただいたところでございます。

このうち「エリアマネジメントに係る道路法の特例」を活用した事業につきまして、関係者間の協議が調いまして、具体的な内容が固まりましたので、このたび資料1の区域計画(案)に盛り込むことといたしました。

通常、道路を占用としようとする場合には、道路の敷地のほかに余地がない、やむを得ない事情がある場合にしか認可されないわけでございますが、本特例によりまして当該要件が緩和されまして、余地があったとしても、道路上のイベントの開催、カフェの設置等が可能になるという規制改革事項でございます。

具体的な事業といたしましては、こちらにございますように、旭橋再開発株式会社及び

那覇市国際通り商店街振興組合連合会の2つの事業者が、それぞれモノレール旭橋駅周辺地区内の道路及び国際通り沿線におきまして、外国人観光客等の利便性向上、にぎわい創出のための施設整備等を行うということでございます。

以上の事業につきまして、区域会議として総理大臣認定のための申請を行うかどうか、御審議をお願いしたいと思います。

資料2、簡単に追加の規制改革事項等について御説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたエリアマネジメントの事業以外で区域計画素案に載せていたほかの事項でございますが、それぞれの進捗状況を御説明申し上げたいと思います。

「1. 都市再生・まちづくり分野」におきましては、恐らく後ほど知事から御説明があると存じますけれども、10月の区域計画の素案に位置づけたところ、これが大変な契機になりまして、地権者との調整が順調に進みまして、わざわざこの戦略特区の枠組みに当てはめなくとも、通常の市街地再開発事業の手続で十分に迅速な事業が進展したということでございます。

また、今後、追加に向けて検討すべき規制改革事項等として、観光分野で6項目を御提案いただいたわけでございますが、そのうち、1のビザ要件緩和等、4の創業人材等の外国人の受け入れの促進、及び6の外国人旅行者向け消費税免税制度につきましては、ただいま国会に提出させていただいております特区法の改正法案の項目に盛り込む、あるいは、本年度の税制大綱に盛り込まれるなど、一定の成果を得ることができた次第でございます。

その他の事項につきましては、それぞれまだ整理すべき課題が残されているということで、きょうもお越しでございますが、八田先生、八代先生が御参加のワーキンググループで関係省庁と議論を続けてございます。沖縄県とも相談しながら引き続き関係省庁と協議をして、できる限り早期に結論を得てまいりたいと考えているところでございます。

事務局からの御説明は、以上でございます。

この「区域計画(案)」につきまして、まず、翁長沖縄県知事より御発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○翁長知事　こんにちは。改めまして、沖縄県知事の翁長でございます。

このたびは、石破茂大臣におかれましては、国会審議が本当に超過密スケジュールとお聞きしておりまして、その中を第2回目の沖縄県国家戦略特別区域会議を開催していただきまして、感謝を申し上げます。

また、平副大臣にも御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、沖縄観光における現状について御説明いたします。

資料3の沖縄県提出資料の1ページをお開きください。

沖縄県への入域観光客数は、平成26年度に過去最高となる717万人を記録しました。特に外国客の増加は著しく、対前年度比57.2%増の99万人と大きく伸び、こちらも過去最高を記録しております。

こうした状況を受け、沖縄県では、入域観光客数760万人、うち外国客120万人を平成27

年度の目標値に設定をしております。

2 ページ、沖縄観光の課題及び目標について御説明いたします。

沖縄観光においては、誘客戦略の展開、観光人材の育成・確保、受け入れ体制の強化が課題となっております。そこで、国家戦略特区を活用しながら課題の克服を図り、平成33年度には、目標値に掲げた入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円を達成したいと考えております。

3 ページ、今回の区域計画案に位置づけた国家戦略道路占用事業について御説明いたします。こちらは、民間事業者の方からも説明がございますので、私からは概要だけを申し上げます。

1つ目に、モノレール旭橋駅周辺地域におきましては、旭橋都市再開発株式会社による市街地再開発事業が順調に進んでいるところでございます。新たな交通機能拠点となる旭橋地域に、同社が多言語観光案内板やバス乗降スペースにひさしを設置することで、観光客の利便性向上を図ります。

なお、第1回目の区域会議においては、手続の迅速化を図るため、都市再開発法の特例を活用した国家戦略市街地再開発事業を区域計画の素案に位置づけておりましたが、これが契機となって関係者間の調整が円滑に進み、特別区域制度を活用せず、従前どおりの都市再開発法の手続によって支障なく事業が進められております。

これも、国家戦略特区の素案に位置づけられた重要な事業として、関係者の理解やプライオリティーが高まったおかげだと認識しており、感謝を申し上げます。

2つ目に、沖縄を代表する商店街である国際通りにおきましては、那覇市国際通り商店街振興組合連合会がイベントブース等を設置します。事業の実施によって国内および海外から多くの観光客が訪問する国際通りのさらなるにぎわいの創出につながるものと考えております。

4 ページ、国家戦略特別区域限定保育士事業について御説明いたします。

新たに地域限定保育士を創出することで、保育士不足の解消、待機児童の解消を図ります。これにより、労働者の育児環境、県内の雇用環境が向上し、観光客の受け入れ体制や高度人材育成体制の基盤強化に寄与することが見込まれます。

当該事業につきましては、同事業の根拠となります改正法案の成立後、国と連携して速やかに手続を進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

5 ページ、引き続き検討を行う規制改革事項として、区域計画素案に位置づけました6項目について御説明いたします。

まず、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充につきましては、今年の4月から免税手続における複数店舗にまたがる購入金額の合算が可能となったことに感謝申し上げます。今後は、新制度導入の効果を踏まえながら、新たな規制緩和の必要性について検討してまいります。

次に、創業人材等の外国人材の受け入れにつきましては、現在、国会で審議中の改正法

案に在留資格に係る規制緩和が位置づけられております。法案成立後は、県内のニーズも踏まえながら、OIST等の研究成果を活用したベンチャー創出の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、ビザ要件の緩和等、残りの4項目につきましては、さらなる規制緩和の拡充に向け、引き続き国や民間事業者と連携しながら取り組んでまいります。

最後に、6ページ、参考として国際観光拠点形成に向けた沖縄県の代表的な取り組みについて例示しております。

沖縄県としましては、国家戦略特区の活用を推進し、県が実施しているさまざまな取り組みと効果的にリンクさせることによって、国際観光拠点の形成を図ってまいりますので、今後とも御支援いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上、ありがとうございました。

○藤原次長 翁長知事、ありがとうございました。

続きまして、民間事業者の代表者の皆様より御発言をお願いいたします。

まず、旭橋都市再開発法株式会社の福治社長、お願いいたします。

○福治代表取締役 ただいま御紹介いただきました、旭橋都市再開発株式会社の福治でございます。

弊社は、モノレール旭橋駅周辺地区の市街地再開発事業の施工を目的として、平成15年に設立された株式会社でございます。

本日は、国家戦略特区において特定事業を実施する民間構成員の立場から説明させていただきます。

説明資料4の1ページ、当社が事業を実施するモノレール旭橋駅周辺地区は、那覇空港から沖縄都市モノレールで約10分、駅と再開発地区は歩行者専用デッキで結ばれております。全国トップクラスの海外クルーズ船の受け入れ港となっている那覇港から車で約5分、地区内の那覇バスターミナルは、沖縄本島全域へのネットワーク機能を有しているなど、沖縄の玄関口として重要な交通の要所となっております。

2ページ、弊社が実施しておりますモノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業の概要を御説明いたします。

当事業は、南地区と北地区に分かれ、南地区は平成24年に竣工し、ホテルや商業施設、マンション等が立地しております。

ここに示しております絵は、これから整備を進める北地区の複合施設の完成イメージ図でございます。この複合施設には、県立図書館を初め、グッジョブセンター、観光支援施設といった公共公益施設やバスターミナル、オフィス、商業施設等が入居する予定となっております。

スケジュールについては、本年9月末に本体工事に着手し、平成30年の供用開始を目指し、スピード感を持って進めているところでございます。

3ページ、ここでは当該地域全体の完成イメージを示しております。

右側が既に完成している南地区、左側がこれから整備する北地区でございます。当該地域は、内閣総理大臣認定の都市再生緊急整備地域にも位置づけられた重要拠点であり、立地の特色を生かし、観光の拠点、交通の拠点、「知」の拠点などを基本的な方向性として、まちづくりを進めているところでございます。

今回は、国家戦略特区において道路法の特例を活用し、多言語観光案内板の設置やバス乗降スペースのひさしの設置を行うことで、観光客などの利便性の向上を図り、沖縄県における国際観光拠点の形成と我が国の国際競争力の強化に寄与していきたいと考えております。

今後とも皆様の御支援のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、那覇市国際通り商店街振興組合連合会の上原理事長、よろしくお願ひいたします。

○上原理事長 ただいま御紹介いただきました、那覇市国際通り商店街振興組合連合会理事長でございます、上原と申します。

国際通りは中心街に位置しておりまして、「奇跡の1マイル」と言われていますけれども、これは米国民政府の政権下にあった戦後から1972年に復帰するまで、マイル表示が公的なものでしたので、国際通りは1.6キロございますが、それが1マイルにあたり、「奇跡の1マイル」ということで現在も沖縄県と那覇市の中心観光地として発展を遂げてきております。観光客向けの商店街として、多くの方々、国内外のお客様に来ていただいている観光の中心地と位置づけられるものだと思います。

那覇市国際通り商店街振興組合連合会は、昭和63年5月に4組合で成立して、その連合会という組織でございます。今回の戦略特区における特定事業を実施する民間構成員という立場で御説明をさせていただきます。

資料5、1ページ、当連合会は、解放された道路空間、これはシンボルロード事業として整備をしていただいた、歩道空間、車道の整備を大変厚くやっていただいた商店街でございます。国際通りにおいては、人に優しいまち、歩いて楽しい商店街を目指して、平成19年、経済産業省の社会実証実験ということで応援をいただきながら、トランジットモールを「奇跡の1マイル」とひっかかまして、トランジットマイルという名称で、現在8年目を迎えております。

今回、国家戦略特区において道路法の特例を活用して、外国人を含む観光客、県内の方々がここでより集う仕掛けとして、このトランジットモール時に国際通り沿線のポケットパーク3カ所にイベントブースを設置して、中心街のにぎわいを創設したいものだと考えております。

2ページ、国際通り1.6キロの中の黄色の網かけでございますけれども、その3カ所でイベントができたというので、今の道路法の規制によりイベントブースの設置ができな

いところを、国家戦略特区を活用し、規制緩和をいただくことで、実施イメージどおり中心商店街のにぎわいを創出できるものと考えております。

また、沖縄県の目指す国際観光拠点の形成に、国際通り商店街振興組合連合会としても、事業主体として積極的に取り組んでまいりたいので、今後、特区を活用した追加提案をいたしたく、第2弾、第3弾の規制緩和を申請したいと存じておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

特に資料1につきまして、そのほかに御発言がございましたら、お願いをしたいと思います。

順次、御指名させていただきますが、八田議員、いかがでございますでしょうか。

○八田議員 今回の特区で初めてできるようになったことは何かということが、議事録に明確に載ると良いと思いますので、改めて上原理事長に伺いたいと思います。このブース建設の費用は、商店街振興組合連合会が自前でお持ちになるわけですね。

○上原理事長 はい。自活ということで考えております。

○八田議員 そして、今までは道路につくるとき、自前の費用でもつくるのが許されていなかったことが、特区制度の下でこの連合会が特区で特別な資格を与えられたので、できるようになったというわけですね。

○上原理事長 今回のものは、歩道空間でお願いをしております、車道も含めて私どもに包括的に占有を頂戴したいと。

今回は、そのことでいうと、車道は安全上の問題も含めてなかなか道路占有がいただけないので、黄色の網かけのところポケットパークとして、交通広場の位置づけで広がっております、そこの前の歩道空間を使って、より広いイベントスペースを活用したいということでございます。

○八田議員 従来、歩道上に市がつくろうと思って市の費用でもってやるなら、このようなブースをつくることは可能だったのですか。

○上原理事長 歩道空間で市がチャレンジをしたイベントは、いまだかつてなかったと思います。

○八田議員 いや、法制的にはできたかということですか。

○上原理事長 法制的にできたかどうかは私どもはつまびらかではございませんけれども、従来でいうと、そういうことでは歩道空間は使われていなかったということです。

○八田議員 それが民間の団体でできるようになったというわけですね。

それから、今度は福治社長にも伺いたいのですけれども、ここで多言語観光案内板をつくるというのは、別に大したことのないように普通に見えるけれども、おたくの会社が費用を持ってつくるとしても、今までは歩道上にこのようなものをつくることができなかつたということですね。

- 福治代表取締役 はい。
- 八田議員 それが今度は歩道上にですね。車道上ですか。
- 福治代表取締役 車道ではなくて、空間のほうです。
- 八田議員 上ですね。
- 福治代表取締役 歩道のそばのほうというか。
- 八田議員 今まではこれが許されていなかったのが、今度は許されるようになったと。
- 福治代表取締役 はい。
- 八田議員 わかりました。どうもありがとうございました。
- 藤原次長 八代委員、お願いします。
- 八代委員 今回の規制改革自体は非常に素晴らしいものですが、まだやる余地があるのではないかと。

例えば、この旭橋ですけれども、既に国家戦略特区では、高層住宅であれば容積率の特例という規定があり、これを使えば、もっと高い高層マンションができるわけです。この沖縄の占める戦略的地位と申しますか、上海とか台北から非常に近い位置にある。そうすると、もっと観光客を呼べるわけですし、それは単におみやげとかそのようなものではなくて、これから大事なものは、やはり医療サービスです。

だから、那覇市あるいはその近くに国際水準の病院を建てれば、検査とか治療とかで、もっと多くの外国からの人を引きつけられる。

そうすると、家族も来ますから、非常に広い意味での観光にもなるわけで、これはほかの地域と比べて沖縄が圧倒的に有利な場所にあるわけです。ほかの国家戦略特区でやっているような病院に関する規制緩和を活用していただいて、より持続的な医療サービスの提供、その対象はもちろん地域住民の方も当然でありますけれども、外国の人あるいは本土からの人も含めた、より高付加価値サービスを提供できる地盤ができるのではないかと。

その意味で、ぜひ第2、第3の規制緩和改革を活用していただければと思います。

○上原理事長 今の八代委員のお話を待っておりました。私どもが最後に申し上げた第2弾、第3弾は、まちづくりで、商業集積もそうですし、那覇市も例外ではなくて、これから人口減少に向かうでしょうから、コンパクトに、公共施設も含めて、商業施設も含めて、まちなか居住があって、観光のお客様と地元の間が交わる多彩な観光地、商業施設、商店街は大事なのだらうということで、次回、次々回には、規制緩和の中で、住居も含めた、まちなか居住という容積率の緩和だとか、知事にも要請をしているところですが、中心街にある都市公園の未整備のところの空中権を民間、地域におろすことはどうだろうか、そんなことも含めて、今、空中権の売買、容積率の緩和、斜線制限、航空法の高さ制限、そんなところを、まちなか居住を含めて商業集積あるいは観光地としての魅力アップのために力を尽くしたく、そのお願いをしたいということで、第2弾、第3弾はそのように考えております。

○藤原次長 ありがとうございます。

平副大臣、いかがでしょうか。

○平副大臣 先ほど知事のプレゼンの最後、6ページで沖縄の取り組みというところがありましたけれども、私は沖縄振興も担当しているものですから、参考までに。

MICEというと、普通はカジノが入っているものをMICEと世界的に言ったりしますけれども、当然、法律もできていませんから沖縄は今の時点で計画はできませんけれども、基本的には、MICEといってもこれはカジノ抜きのMICEということで、沖縄としてはカジノに対しては慎重姿勢という感じなのではないでしょうか。

○翁長知事 今回、MICEも東海岸に決定をいたしまして、そこで2万人収容のMICEができるわけですが、カジノにつきましては、今、アジアでも、フィリピンとか、シンガポールとか、マカオを含め、いろいろなところで大規模なカジノができつつあって、それらの競争を見ていると、沖縄がそれを取り入れてやったときのリスクは、カジノを持ってきたリスクもさることながら、競争という意味でも先が見えない部分がありまして、むしろ沖縄の自然、歴史、伝統文化のソフトパワーを生かしたような形で、観光を含め、国際会議等も誘致できないかというところに軸を置きながら動いているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○平副大臣 ありがとうございます。

上原さん、外国人の消費をふやしていくことが大事だと思うのですが、実際にどのようなイベントをされるのかということと、先ほどちょっとお話ししたのですが、やはり1人当たりの買い物単価を上げていくことを考えていかなければいけないと思うのですが、それをあわせて何かお考えがあれば、お願いします。

○上原理事長 商店街活動として個々のお店にどこまで関与できるのか限界はございますが、その中で、まちづくりで商業集積を上げることでできることは商店街として取り組みたいということがあって、成功事例をどこかでつくりたい。

今回、国の補助を頂戴しながら、「離島マルシェ」として、なかなか全国あるいは県内でも供給ができないような旬なもの、規格外のもの、短期のもの、そのようなものを扱える屋台村をつくらうということで6月19日にオープンをします。そんな形のもので成功事例を積み重ねることが、最終的には観光の集積で、私どもが、今、一番悩みが多いのが、多言語対応についてです。いろいろな省庁から語学学習をやっていただいていますけれども、せいぜいニーハオ、アンニョンハセヨでとまっていて、外国の観光客の方々が求めているのは、この商品の由来は何なのか、それから、中に入っている内容物は何なのか、そんなところを細かく聞かれますので、私どもとしては、那覇市で取り組んでいただいている無料Wi-Fiを契機に、例えば、バーコードにかざすと、その商品の由来だとか、商品価格だとか、それを統一的に中心の商店街で多言語で表示できて、できたらハラルも含めて、そんなものができることが、そのような意味での消費単価をあげるものにつながるのだろうと、今年、その取り組みを商店街として始めるところです。

以上です。

○平副大臣 わかりました。

○藤原次長 では、簡潔にお願いします。

○八田議員 今のことに関連してなのですが、例えば、全国的な家電量販店のチェーン店の中には、今年の新規採用が日本人は1割以下で、社員の大部分を外国語をネイティブとして使える人たちを直接雇う会社もある。

地方都市の場合に、都市によっては既存の商店街が、全国チェーンの量販店をいろいろと条件をつけてブロックしているところもあるのですが、那覇の場合は、そのようなことは全くないのですか。

○上原理事長 私ども那覇の状況では、完全に郊外型のショッピングセンターの包囲網ができ上がってしまっている。その中で中心街で何ができるのかということ、私どもとしてできるのは、中小の商店街としての魅力づくりをどうするかが大事なのだろうと考えているのです。

○八田議員 わかりました。特に規制はないということですね。

○上原理事長 はい。

○八田議員 どうもありがとうございました。

○藤原次長 さまざまな御意見をいただきまして、ありがとうございます。

ほかに特にございますでしょうか。

それでは、区域計画（案）につきましては、本日の会議で決定することとし、次回の諮問会議に諮った上で、速やかに認定申請手続きに入りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、速やかに手続きに入らせていただきます。

最後に、石破大臣から一言ございますでしょうか。お願いします。

○石破大臣 お忙しい中、ありがとうございました。

私は、沖縄に行くたびに申し上げていたことなのですが、今まで沖縄は本土に追いつくということでやってきたわけですが、これから先は、別にうそでも冗談でもなく、沖縄が日本を引っ張る時代が必ず来るだろうということを申し上げてきたところであります。

それは、御指摘がありますように、立地的にとにかくアジアに一番近いということはほかがひっくり返ってもどうにもならない話でありますし、沖縄だけが2025年まで人口が増え続けることが確実であることが2番目、3番目は、これはいろいろな御議論はあるのですが、米軍用地がこれから多く返ってくる、それはいい場所にあるということでございます。そして、原発がございませぬ。依存しませぬので、原発関連のエネルギー問題が沖縄においては存在しない。

このことからいえば、沖縄が伸びてもらわなければどうにもならないということだと思

います。

私ども政府として、いろいろな規制緩和あるいは特区等々を活用して、これから先、沖縄が伸びていくために、できる限りのお手伝いをしていかねばならないと思っておりますが、那覇の交通渋滞はどうにかならないのかと。

日本中で一番渋滞しているのは那覇のはずです。これはいろいろな統計を見れば、そのようなことになるので、モノレールが走りましたが、なかなか解消したという感じがしないのです。鉄軌道をどうするかという議論がどうなったかを私は全然存じませんが、これで第2滑走路ができる、いっぱい人が来る、それが那覇に入ってくる、もっと渋滞するということが起こると、これは非常にまずいのだろうと私は思っております、どうしたら那覇を中心とする沖縄のいろいろな産業が伸びていくか。

また、沖縄市などを考えた場合に、沖縄市でどうして観光客が伸びないのかということはある理由があるはずでございまして、沖縄県でいろいろな地域において、さらに私どもがお手伝いする余地、一緒に考える余地がたくさんあるのだろうと思っております。

これからもよろしくお願ひ申し上げます

○藤原次長 大臣、ありがとうございました。

それでは、沖縄県区域会議を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。